## 議第31号

呉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について 呉市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市国民健康保険条例の一部を改正する条例

呉市国民健康保険条例(昭和34年呉市条例第3号)の一部を次のように改正す る。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示 すように改正する。

## 改正前

(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険 料率)

- の保険料率は,次のとおりとする。
  - (1) 所得割 一般被保険者に係る基礎賦 課総額の100分の50に相当する額 を基礎控除後の総所得金額等(国民健康 保険法施行令第29条の7第2項第4 号ただし書に規定する場合にあつては, 国民健康保険法施行規則(昭和33年厚 生省令第53号)第32条の9に規定す る方法により補正された後の金額とす る。) の総額で除して得た数
  - (2) 被保険者均等割 一般被保険者に係 る基礎賦課総額の100分の31に相 当する額を当該年度の前年度及びその 直前の2か年度の各年度における一般 被保険者の数等を勘案して算定した数 で除して得た額
  - (3) 略
- 2 3 略

(基礎賦課限度額)

- 第11条の6 第8条又は第11条の2の第11条の6 第8条又は第11条の2の 基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者 等が同一の世帯に属する場合には,第8条 の基礎賦課額と第11条の2の基礎賦課| 額との合算額をいう。第14条及び第15 条の3第1項において同じ。)は、58万 円を超えることができない。
  - (一般被保険者に係る後期高齢者支援金 等賦課額の保険料率)

## 改正後

(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険 料率)

- 第11条 一般被保険者に係る基礎賦課額第11条 一般被保険者に係る基礎賦課額 の保険料率は,次のとおりとする。
  - (1) 所得割 一般被保険者に係る基礎賦 課総額の100分の49に相当する額 を基礎控除後の総所得金額等(国民健康 保険法施行令第29条の7第2項第4 号ただし書に規定する場合にあつては, 国民健康保険法施行規則(昭和33年厚 生省令第53号)第32条の9に規定す る方法により補正された後の金額とす る。) の総額で除して得た数
  - (2) 被保険者均等割 一般被保険者に係 る基礎賦課総額の100分の32に相 当する額を当該年度の前年度及びその 直前の2か年度の各年度における一般 被保険者の数等を勘案して算定した数 で除して得た額
  - (3)略
  - 2 3 略

(基礎賦課限度額)

- 基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者 等が同一の世帯に属する場合には,第8条 の基礎賦課額と第11条の2の基礎賦課 額との合算額をいう。第14条及び第15 条の3第1項において同じ。)は,61万 円を超えることができない。
  - (一般被保険者に係る後期高齢者支援金 等賦課額の保険料率)

- 第11条の6の5 一般被保険者に係る後 第11条の6の5 一般被保険者に係る後 期高齢者支援金等賦課額の保険料率は,次 のとおりとする。
  - (1) 所得割 後期高齢者支援金等賦課総 額の100分の50に相当する額を一 般被保険者に係る基礎控除後の総所得 金額等(国民健康保険法施行令第29条 の7第3項第4号ただし書に規定する 場合にあつては, 国民健康保険法施行規 則第32条の9の2に規定する方法に より補正された後の金額とする。)の総 額で除して得た数
  - (2) 被保険者均等割 後期高齢者支援金 等賦課総額の100分の31に相当す る額を当該年度の前年度及びその直前 の2か年度の各年度における一般被保 険者の数等を勘案して算定した数で除 して得た額
  - (3) 略
- 2 3 略

(介護納付金賦課額の保険料率)

- のとおりとする。
  - (1) 所得割 介護納付金賦課総額の10 0分の50に相当する額を介護納付金 賦課被保険者に係る基礎控除後の総所 得金額等(国民健康保険法施行令第29 条の7第4項第4号ただし書に規定す る場合にあつては, 国民健康保険法施行 規則第32条の10に規定する方法に より補正された後の金額とする。)の総 額で除して得た数
  - (2) 被保険者均等割 介護納付金賦課総 額の100分の31に相当する額を当 該年度の前年度及びその直前の2か年 度の各年度における介護納付金賦課被 保険者の数等を勘案して算定した数で 除して得た額
  - (3) 略

- 期高齢者支援金等賦課額の保険料率は,次 のとおりとする。
  - (1) 所得割 後期高齢者支援金等賦課総 額の100分の49に相当する額を一 般被保険者に係る基礎控除後の総所得 金額等(国民健康保険法施行令第29条 の7第3項第4号ただし書に規定する 場合にあつては, 国民健康保険法施行規 則第32条の9の2に規定する方法に より補正された後の金額とする。)の総 額で除して得た数
  - (2) 被保険者均等割 後期高齢者支援金 等賦課総額の100分の32に相当す る額を当該年度の前年度及びその直前 の2か年度の各年度における一般被保 険者の数等を勘案して算定した数で除 して得た額
  - (3) 略
- 2 · 3 略

(介護納付金賦課額の保険料率)

- 第11条の10 介護納付金賦課被保険者 第11条の10 介護納付金賦課被保険者 に係る介護納付金賦課額の保険料率は,次 に係る介護納付金賦課額の保険料率は,次 のとおりとする。
  - (1) 所得割 介護納付金賦課総額の10 0分の49に相当する額を介護納付金 賦課被保険者に係る基礎控除後の総所 得金額等(国民健康保険法施行令第29 条の7第4項第4号ただし書に規定す る場合にあつては, 国民健康保険法施行 規則第32条の10に規定する方法に より補正された後の金額とする。)の総 額で除して得た数
  - (2) 被保険者均等割 介護納付金賦課総 額の100分の32に相当する額を当 該年度の前年度及びその直前の2か年 度の各年度における介護納付金賦課被 保険者の数等を勘案して算定した数で 除して得た額
  - (3)略

(保険料の減額)

- 第15条の3 次の各号に該当する納付義|第15条の3 次の各号に該当する納付義 務者に対して課する保険料の賦課額のう ち基礎賦課額は、第8条又は第11条の2 の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定 める額を減額して得た額(当該減額して得 た額が58万円を超える場合には,58万 円)とする。
  - (1) 略
  - (2) 前号に規定する総所得金額及び山林 所得金額並びに他の所得と区分して計 算される所得の金額の合算額が, 地方税 法第314条の2第2項に掲げる金額 に275,000円に当該年度の保険料 賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義 務が発生した場合にはその発生した日 とする。) 現在において当該世帯に属す る被保険者の数と特定同一世帯所属者 の数の合計数を乗じて得た額を加算し た金額を超えない世帯に係る保険料の 納付義務者であつて前号に該当する者 以外のもの

アに掲げる額に当該世帯に属する被保 険者のうち当該年度分の基礎賦課額の 被保険者均等割額の算定の対象とされ るものの数を乗じて得た額とイに掲げ る額とを合算した額

ア・イ 略

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山 林所得金額並びに他の所得と区分して 計算される所得の金額の合算額が、地方 税法第314条の2第2項に掲げる金 額に50万円に当該年度の保険料賦課 期日(賦課期日後に保険料の納付義務が 発生した場合にはその発生した日とす る。) 現在において当該世帯に属する被 保険者の数と特定同一世帯所属者の数 の合計数を乗じて得た額を加算した金 額を超えない世帯に係る保険料の納付

2 • 3 略

(保険料の減額)

- 務者に対して課する保険料の賦課額のう ち基礎賦課額は、第8条又は第11条の2 の基礎賦課額から, それぞれ当該各号に定 める額を減額して得た額(当該減額して得 た額が61万円を超える場合には、61万 円)とする。
  - (1) 略
  - (2) 前号に規定する総所得金額及び山林 所得金額並びに他の所得と区分して計 算される所得の金額の合算額が, 地方税 法第314条の2第2項に掲げる金額 に28万円に当該年度の保険料賦課期 日(賦課期日後に保険料の納付義務が発 生した場合にはその発生した日とす る。) 現在において当該世帯に属する被 保険者の数と特定同一世帯所属者の数 の合計数を乗じて得た額を加算した金 額を超えない世帯に係る保険料の納付 義務者であつて前号に該当する者以外

アに掲げる額に当該世帯に属する被保 険者のうち当該年度分の基礎賦課額の 被保険者均等割額の算定の対象とされ るものの数を乗じて得た額とイに掲げ る額とを合算した額

ア・イ 略

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山 林所得金額並びに他の所得と区分して 計算される所得の金額の合算額が, 地方 税法第314条の2第2項に掲げる金 額に51万円に当該年度の保険料賦課 期日(賦課期日後に保険料の納付義務が 発生した場合にはその発生した日とす る。) 現在において当該世帯に属する被 保険者の数と特定同一世帯所属者の数 の合計数を乗じて得た額を加算した金 額を超えない世帯に係る保険料の納付 義務者であつて前2号に該当する者以 外のもの

アに掲げる額に当該世帯に属する被保 険者のうち当該年度分の基礎賦課額の 被保険者均等割額の算定の対象とされ るものの数を乗じて得た額とイに掲げ る額とを合算した額

ア・イ 略

- 2 略
- 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦 課額の減額について準用する。この場合に おいて、第1項中「基礎賦課額」とあるの は「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第 8条又は第11条の2」とあるのは「第1 1条の6の3又は第11条の6の6」と、 「58万円」とあるのは「19万円」と、 前項中「第11条第2項及び第3項」とあ るのは「第11条の6の5第2項及び第3 項」と読み替えるものとする。
- 4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金 4 賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第8条又は第11条の2」とあるのは「第11条の8」と、「<u>58万円</u>」とあるのは「16万円」と、第2項中「第11条第2項及び第3項」とあるのは「第11条の10第2項及び第3項」と読み替えるものとする。

義務者であつて前2号に該当する者以 外のもの

アに掲げる額に当該世帯に属する被保 険者のうち当該年度分の基礎賦課額の 被保険者均等割額の算定の対象とされ るものの数を乗じて得た額とイに掲げ る額とを合算した額

ア・イ 略

2 略

- 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第8条又は第11条の2」とあるのは「第11条の6の3又は第11条の6の6」と、「61万円」とあるのは「19万円」と、前項中「第11条第2項及び第3項」とあるのは「第11条の6の5第2項及び第3項」と読み替えるものとする。
- 第1項及び第2項の規定は,介護納付金 賦課額の減額について準用する。この場合 において,第1項中「基礎賦課額」とある のは「介護納付金賦課額」と,「第8条又 は第11条の2」とあるのは「第11条の 8」と,「<u>61万円</u>」とあるのは「16万 円」と,第2項中「第11条第2項及び第 3項」とあるのは「第11条の10第2項 及び第3項」と読み替えるものとする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の呉市国民健康保険条例の規定は、平成31年度以後の年度分の保険料について適用し、平成30年度分までの保険料については、なお従前の例による。

## (提案理由)

広島県から標準保険料率等が通知されたこと等に伴い、所要の規定の整備をする ため、この条例案を提出する。